

改正学校図書館法 Q&A

学校司書の法制化にあたって

学校図書館議員連盟

公益財団法人 文字・活字文化推進機構

学校図書館整備推進会議

— 学校図書館法の一部を改正する法律 —

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成26年6月27日 公布

平成27年4月 1日 施行



Q1 改正学校図書館法はどのような内容なのか。

A1

もっとも大切な点は、改正学校図書館法に第六条を新設し、「学校司書」と明記したことである。法文の内容は、①司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くようにつとめること、②国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上をはかるため、研修などの実施につとめること、③附則において国は、この法律が施行されたあと、速やかに新法の施行の状況を把握し、学校司書の資格や養成の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な方策をとること、となっている。

今回の改正では、まず学校司書を法的に位置づけることとし、これを第1歩として、残された課題について、引き続き解決をめざすことになる。

Q2 学校司書の法制化はなぜ必要なのか。

A2

学校教育は、児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動をつうじて、子どもたちのゆたかな人間性を培うことが求められている。こうした教育の実践にとって、学校図書館の活用は欠かせないものであり、図書資料の充実ばかりでなく、人の配置もまた、大切な課題となった。

このため、多くの学校では学校司書を配置し、子どもや教師のニーズに添えてきた。小・中学校の校長会や教育関連団体からも、学校図書館法で学校司書を位置づけてほしいという要望がだされていた。また学校図書館や読書推進の関係団体からも「学校司書は、すでに教育現場で活動しているのに、法的な根拠がない。早急に改善してほしい」という要望もあった。

超党派の学校図書館議員連盟（資料2）は、これらの意見をうけとめ、平成26年通常国会に「学校司書」と明記した学校図書館法改正案を提出し、全会派の賛成をえて、可決・成立するにいたった。

学校司書が配置された学校では、子どもの読書量や図書館の利用がふえるとともに、図書館を活用した授業も活発化しており、今回の法改正を機に、さらに学校設置者による学校司書の配置が進むものと期待されている。



Q3 学校図書館には、どのような役割が求められているのか。

A3

学校図書館は、子どもたちが読書習慣を身につけ、生涯にわたって学びつづける基礎的な力や人間性を育てるために、①読書活動の拠点「読書センター」となること、②学習指導要領で定められた言語活動の充実や、授業に必要な資料の整備など学習支援を行う「学習センター」となること、③情報活用能力を育むのに必要な支援を行う「情報センター」となること、が託されている。

また学校図書館は、学校図書館資料を活用した教師の授業活動や読書活動、研究活動のニーズにも対応できるよう考慮されなければならない。さらに不登校の経験を持つ子どもをはじめ、相談相手の必要な子どもたちの「心の居場所」でもあり、学校司書をはじめとする教職員が、いつも学校図書館にいることが大切である。

Q4 学校司書に求められる資質・能力についてはどのように考えているか。

A4

学校司書の役割や資質の向上について、文部科学省は平成25年8月、「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年3月に「報告書」（資料1）をまとめた。

この報告書の趣旨は、学校司書は、①学校図書館の図書管理・運営、ならびに子どもたちの教育活動に必要な知識や技能が求められていること、②「言語活動」を教育方針にかかげる学習指導要領への理解を深め、子どもたちの発達に関する知識やその応用能力の習得が必要なこと、③校長の指揮監督のもとで教職員の一人として、司書教諭や他の教師たちと連携して図書館業務を行うこと、などである。

Q5 司書教諭と学校司書の関係についてはどう考えたらいいのか。

A5

司書教諭は、学校図書館法で「学校図書館の専門的な職務を掌る者」と位置づけられている。そして、その職務の重要性から学校図書館法改正（平成9年）で、12学級以上の学校には必ず置かなければならないことになった。

一方、学校司書は、図書の管理や貸出業務、図書館活用教育への協力・参画をはじめ、教師の読書指導や授業活動を支援する職員としての実績を積みあげてきている。この現実を重くみた国は、平成24年度から「学校司書の配置」をうながすため、地方財政（単年度150億円）を投じている。

司書教諭と学校司書は、対等な関係のもとで、それぞれの役割を果たしつつ、協力・連携を深め、学校図書館の運営にあたることのがのぞましい姿である。



Q6 学校司書の資格要件についてはどう考えているか。

A6

これまで全国の自治体は、さまざまな雇用形態を選びながら学校司書を配置してきており、それだけに司書の資質や能力にも温度差があることは否めない。それで改正学校図書館法において、国及び地方公共団体は、研修やその他の対策をつうじて、学校司書の資質の向上に努めなければならないと定めた。

また、改正法の附則には、国はこの法律が施行されたあとの状況を見て、学校司書の資格や養成の在り方について検討するという「検討条項」を盛り込んだ。学校図書館関連団体のヒアリングでは、学校司書には学校図書館の運営や子どもの発達に関して、専門的な知識・技能が求められているという共通の意見がだされた。

他方、専門性の内容に対する意見は、多岐にわたっていて、今後も十分な検討が必要だと認識するに至った。このため、今回の改正法では「検討条項」を置き、幅のひろい視点から検討することにした。

Q7 学校図書館の業務の受託者が、学校図書館に派遣している者も、「学校司書」に該当するか。

A7

現在、一部の自治体では、事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例が散見される。これは、それぞれの自治体が自主的に判断し、実施していることであるが、学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は、学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は、校長の指揮監督下になことから、法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。

Q8 学校司書の職務の重要性から考えて、正規職員として配置することを法令上、明記する必要があったのではないか。

A8

学校司書を常勤、非常勤のいずれかで任用するかは、地方公共団体などの判断にゆだねられる。学校図書館の関係団体からは、常勤職員としての処遇を求める強い要望もあったが、それと同時に、自治体がさまざまな形で雇用してきたいきさつも考慮しなければならなかった。

そうした経緯を考え合わせるとき、まず何よりも大切なことは、学校司書が継続かつ安定して職務に従事できる環境の整備に努めることが重要である。これは衆参両院の委員会の附帯決議にも盛り込まれており、本改正に合わせて、適切な対処を政府及び地方公共団体に働きかけることが、これからの課題となる。



Q9 学校図書館法改正にともなう附帯決議とはなにか。

A9

学校図書館法改正にともない衆議院で6項目、参議院で7項目の附帯決議が、それぞれ可決された。

決議は①国及び地方公共団体は、学校司書の配置を進め、その際、現在の配置水準が下がらないよう留意し、将来的にその職の在り方を検討すること、②学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めることなど、おおむね衆参両院に共通した内容となっている。

また、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ることが明記された。附帯決議とは、国の委員会が法律案を可決する際に、委員会の意思を表明するために行い、法律の運用や将来の改善に対する期待感を示すものである。附帯決議は、法的拘束力はないが、国（国会や政府）は、これを尊重することが求められる。

Q10 学校図書館議員連盟の役割とはなにか。

A10

国会に法律案が提出される場合、閣議決定法案と議員立法とがある。昭和28年（1953年）の学校図書館法も議員立法で制定され、平成9年（1997年）の司書教諭の配置猶予を撤回した法改正も、議員立法で行われた。

今回もやはり議員立法により改正手続きが進められた。すなわち、超党派の国会議員からなる学校図書館議員連盟で、改正案を検討したあと、各党派の手続きをへて、議員連盟に所属する議員が法案を国会に提出し、提出議員が答弁に立つかたちで審議された。

このような経緯にあることから、議員連盟は改正後の諸課題の解決についても、役割を果たすことになる。学校司書の資格や、その養成の在り方などの検討について、附則第2項の検討条項における検討主体を「国」とし、政府だけでなく国会でも検討することを明確にしたのは、このためである。

議員連盟は今後とも、学校図書館の運営の改善や向上のため、附則で提案された課題を含め、さまざまな視点から幅ひろく検討し、政官民協力のもと国をあげて法の具現化に努めることになる。



これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務 及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)

—学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議—

学校図書館の利活用の意義

- 確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要。
- 同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められる。
- これらの活動の充実のため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを利活用していくことが重要。

学校図書館担当職員に求められる役割・職務

- 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)は、学校教職員の一人として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

<読書センター機能>

- 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備
- 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施等

<学習センター機能>

- 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備
- 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援等

<情報センター機能>

- 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応
- 情報活用能力の育成のための授業における支援等

- ↓
- これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

- 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

<学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 学校における学校図書館の意義に関すること
- 情報や資料の種類や性質に関すること
- 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等

<児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 児童生徒の発達に関すること
- 学校教育の意義や目標に関すること
- 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等

- ↓
- これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

学校の教職員をはじめとする学校関係者は、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるような環境を整えることが求められる。校長は、校務をつかさどる者として、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。

学校図書館議員連盟の設立趣旨

学校図書館議員連盟は、平成26年4月、政官民による「学校図書館活性化協議会」を母体に設立された。政策制度の課題として、①子どもの読書活動と読書教育の促進、②学校図書館の活用教育の推進と必要な図書・資料の充実、③学校司書など十分な人材の配置を掲げている。そうした課題解決の一環として、学校司書の法制化に最優先でとりくみ、平成26年通常国会で学校図書館法を改正し、これを実現した。当議連は改正学校図書館法の趣旨をふまえた学校図書館の整備充実に努めるとともに、学校図書館のさらなる改革・改善に挑戦していく。

学校図書館議員連盟の役員名簿

会 長	河 村 建 夫	(衆・自由民主党)
顧 問	細 田 博 之	(衆・自由民主党)
顧 問	保 利 耕 輔	(衆・自由民主党)
幹 事 長	小 坂 憲 次	(参・自由民主党)
事 務 局 長	笠 浩 史	(衆・民主党)
副 会 長	富 田 茂 之	(衆・公明党)
副 会 長	丹 羽 秀 樹	(衆・自由民主党)
副 会 長	馳 浩	(衆・自由民主党)
副 会 長	羽 田 雄 一 郎	(参・民主党)
幹 事	青 木 愛	(衆・生活の党)
幹 事	泉 健 太	(衆・民主党)
幹 事	猪 口 邦 子	(参・自由民主党)
幹 事	川 田 龍 平	(参・結いの党)
幹 事	新 原 秀 人	(衆・日本維新の会)
幹 事	稲 津 久	(衆・公明党)
幹 事	松 沢 成 文	(参・みんなの党)
幹 事	宮 本 岳 志	(衆・共産党)
幹 事	吉 川 元	(衆・社会民主党)

(平成26年7月現在)

発 行 2014年7月15日
発 行 者 学校図書館議員連盟 公益財団法人 文字・活字文化推進機構 学校図書館整備推進会議
連 絡 先 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-12-3
公益財団法人 文字・活字文化推進機構
[TEL] 03-3511-7305 [FAX] 03-3211-7285 [e-mail] info@mojikatsuji.or.jp